

社会福祉審議会専門分科会の新設・改編について（案）

1. 概要

(1) 社会福祉審議会に専門分科会の新設

- ①社会福祉審議会に新たに社会福祉施設・法人選考専門分科会を設置する。

(2) 社会福祉審議会高齢福祉専門分科会の改編

- ①社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会で新たな大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にむけた議論を進める。

- ②社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会の下に新たに2部会を設置する。⇒保健福祉部会、介護保険部会

2. 専門分科会・部会の新たな体制について

○民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議

○障がい者福祉専門分科会

障がい者福祉に関する事項の調査審議

- ・第1審査部会 身体障がい者の障がい程度（肢体不自由）に関する審査
- ・第2審査部会 身体障がい者の障がい程度（視覚障がい）に関する審査
- ・第3審査部会 身体障がい者の障がい程度（聴覚機能・音声言語機能・平衡機能・そしゃく機能障がい）に関する審査
- ・第4審査部会 身体障がい者の障がい程度（内部障がい）に関する審査

○高齢者福祉専門分科会

高齢者福祉に関する事項の調査審議

- ・保健福祉部会（新設） 大阪市高齢者保健福祉計画等に関する事項の調査審議
- ・介護保険部会（新設） 大阪市介護保険事業計画等に関する事項の調査審議

○地域福祉専門分科会

地域福祉に関する事項の調査審議

○児童福祉専門分科会

児童福祉に関する事項の調査審議

- ・里親審査部会 里親の認定に関する事項の調査審議
- ・こども相談センター審査部会 施設入所等の措置の決定及び解除等に関する事項の調査審議
- ・児童虐待事例検証部会 重大な児童虐待事例に関する事項の調査審議

○社会福祉施設・法人選考専門分科会（新設）

社会福祉施設の整備や社会福祉法人の設立等に関する事項の調査審議